

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>の指定及び指定解除)</p> <p>第30条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該発行者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場有価証券について、委託金融商品取引所が<u>特別注意銘柄</u>に指定することが適当である旨を決定する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 当法人は、<u>特別注意銘柄</u>へ指定されている上場有価証券の発行者が、当該指定から1年経過後速やかに提出する内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の内容等に基づき審査を行い、その結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場有価証券を取り扱うことが適当である旨を決定する。</p> <p>(1) <u>内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合（次号bに該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>特別注意銘柄</u>の指定の解除</p> <p>(2) <u>次のa又はbに該当する場合</u></p> <p>a <u>内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場合</u></p> <p>b <u>内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認めるものの、次の</u></p> <p><u>(a)又は(b)に該当する場合</u></p> <p>(a) <u>事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として委託金融商品取引</u></p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>への指定及び指定解除)</p> <p>第30条 当法人は、上場有価証券の発行者が、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該発行者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場有価証券について、委託金融商品取引所が<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することが適当である旨を決定する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 当法人は、<u>特設注意市場銘柄</u>へ指定されている上場有価証券の発行者が、当該指定から1年経過後速やかに提出する内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の内容等に基づき審査を行い、その結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場有価証券を取り扱うことが適当である旨を決定する。</p> <p>(1) <u>内部管理体制等に問題があると認められない場合</u></p> <p><u>特設注意市場銘柄</u>の指定の解除</p> <p>(2) <u>内部管理体制等に問題があると認める場合（改善の見込みがなくなると認める場合を除く。）</u></p> <p><u>特設注意市場銘柄</u>の指定の継続</p>

所が定める基準に該当する場合

(b) 委託金融商品取引所が定める上場維持基準に適合していない場合において、委託金融商品取引所が定める改善期間内にあるときその他当該基準に適合しない見込みがある場合として委託金融商品取引所が定める基準に該当するとき
特別注意銘柄の指定の継続

3 当法人は、前項の審査の結果（同項第2号aに該当する場合に限る。）に基づき特別注意銘柄の指定が継続された上場有価証券の発行者が、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に再提出する内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、その結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場有価証券を取り扱うことが適当である旨を決定する。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合（次号に該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認めるものの、次のa又はbに該当する場合

a 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として委託金融商品取引所が定める基準に該当する場合

b 委託金融商品取引所が定める上場維持基準に適合していない場合において、委託金融商品取引所が定める改善期間内にあるときその他当該基準に適合しない見込みがあ

3 当法人は、特設注意市場銘柄の指定が継続された上場有価証券の発行者が、当該指定から1年6か月経過後速やかに再提出する内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には、特設注意市場銘柄の指定の解除が適当である旨を決定する。

(新設)

(新設)

る場合として委託金融商品取引所が定める
基準に該当するとき

特別注意銘柄の指定の継続

4 当法人は、前2項又は次項の審査の結果（第 (新設)

2項第2号aに該当する場合を除く。）に基づ
き特別注意銘柄の指定が継続された上場有価証
券の発行者が、当該指定の継続を決定した日の
属する事業年度（当該指定の継続を決定した日
から当該事業年度の末日までの期間が3か月に
満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の
末日から起算して3か月以内に再提出する内部
管理体制確認書の内容等に基づき審査を行う。

5 当法人は、前項の審査の結果に基づき、次の (新設)

各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定
めるとおり上場有価証券を取り扱うことが適当
である旨を決定する。この場合における当該各
号に掲げる審査の区分は、委託金融商品取引所
が定めるところによる。

(1) 第一回目の審査又は第二回目の審査

a 内部管理体制等が適切に整備され、運用
されていると認める場合（次号に該当する
場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

b 内部管理体制等が適切に整備され、運
用されていると認めるものの、次の

(a) 又は (b) に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保さ
れていない場合として委託金融商品取引
所が定める基準に該当する場合

(b) 委託金融商品取引所が定める上場
維持基準に適合していない場合におい
て、委託金融商品取引所が定める改善期
間内にあるときその他当該基準に適合し
ない見込みがある場合として委託金融商

品取引所が定める基準に該当するとき
特別注意銘柄の指定の継続

(2) 第三回目の審査

内部管理体制等が適切に整備され、運用さ
れていると認める場合は、特別注意銘柄の指
定の解除を行う。

6 当法人は、第1項から第3項まで及び前項の
決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を委
託金融商品取引所に通知する。

4 当法人は、前3項の決定を行った場合には、
遅滞なく、その旨を委託金融商品取引所に通知
する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年1月15日から施
行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」とい
う。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定
されている上場有価証券は、施行日において、特
別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。
- 3 施行日より前に特別注意銘柄に指定された上
場有価証券については、なお従前の例による。